



中津市監査委員告示第 16 号

令和3年5月25日付け中監第13号で提出した財政援助団体監査の結果に関する報告に対し、中津市長及び中津市教育長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により別紙のとおり公表する。

令和3年6月8日

中津市監査委員 永 松 末 利

中津市監査委員 恒 賀 慎太郎

措置状況報告書

監査の名称：令和3年度 財政援助団体監査

指 摘 事 項	措置内容又は措置方針等	備考
<p>[実施団体名] 禅海ふるさとまつり実行委員会</p> <p>[補助金等名] 中津市観光イベント支援補助金</p> <p>[所管部局・課] 本耶馬溪支所 地域振興課</p> <p>I. 団体に対する事項 (指摘事項)</p> <p>①禅海ふるさとまつり実行委員会規約第5条では、「本会の事務所は、実行委員長宅（中津市本耶馬溪町）に置く。」とあるが、交付申請書等の書類の一部では所在地の記載が「中津市本耶馬溪町曾木1800番地」となっている。これは中津市本耶馬溪支所の所在地と同一である。 規約が求める委員長宅住所ではないと思われるため、規約との相違を正されたい。</p> <p>②禅海ふるさとまつり実行委員会規約第6条では、会の役員として「会計1人」を置くことを規定しているが、「令和2年度禅海ふるさとまつり実行委員会構成員名簿」には会計役員の表記がありません。 会計役員を定めることは、会計事務の責任の所在を明確にし、公正に事務を遂行していくために不可欠と考えますので改善を求めます。</p> <p>③委託契約事務について、委託業者の選定に関しては中津市契約事務マニュアルに準じた取扱いが求められる。「宝探しプログラムの制作に関する業務委託契約」についても適切な事務処理を行い、経費節減にも努められたか示されたい。</p>	<p>①ご指摘のとおり、交付申請書等の書類の一部において、所在地の記載を実行委員会規約が求める委員長宅住所にできていませんでした。 このことにより、5月19日に開催した実行委員会において、事務所の所在地を中津市しもげ商工会本耶馬溪支所とする旨の規約改正を行いました。</p> <p>②ご指摘のとおり、構成員名簿に会計役員の表記がありませんでした。 実際には事務局員のうち1名が会計を担当しており、構成員名簿の記載が誤りでしたので、構成員名簿を修正しました。</p> <p>③新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当初予定していたイベントが中止となり、急遽行事内容を変更することとなったため、中津市随意契約ガイドラインに従い緊急に随意契約を行いました。そのうえで委託業者と協議を重ね、実行委員会のできる業務は実行委員会で行ったり、市内業者のできる業務は価格交渉をして発注する等のできる限りの経費節減に努めて参りました。 今後も中津市契約事務マニュアルに沿った適切な事務処理を行い、経費節減に努めます。</p>	

監査の名称：令和3年度 財政援助団体監査

指 摘 事 項	措置内容又は措置方針等	備考
<p>(要望事項)</p> <p>④<本耶馬溪財宝伝！～禅海くんからの挑戦状～>参加者アンケートの集計については、委託先業者が分かりやすく集約し結果報告を行っており、次回開催または今後の地域振興事業にも役立つ資料になっていると思われます。実行委員会においては、これを基に詳細な結果分析を行い、次に活かされることを要望します。</p> <p>Ⅱ. 所管課に対する事項</p> <p>特に指摘すべき事項はなかった。</p>	<p>④委託先業者の結果報告に加え、実行委員会でも独自の分析を行い反省点の洗い出しも行っており、この経験を今後につなげていきたいと考えています。</p>	

措置状況報告書

監査の名称：令和3年度 財政援助団体監査

指 摘 事 項	措置内容又は措置方針等	備考
<p>[実施団体名] 山国川流域森林組合</p> <p>[補助金等名] 中津市林業担い手育成支援事業補助金</p> <p>[所管部局・課] 商工農林水産部 林業水産課</p> <p>I. 団体に対する事項 (指摘事項)</p> <p>① 市の補助金交付要綱及び団体の補助基準を掲載したチラシでは、補助金の積算基準は「100円未満の端数は切捨」とあるが、補助金申請額が全て1,000円未満切捨になっている。申請書の中に「千円未満切捨」と誤った表記がされているため様式の修正を求める。 また、正しい補助基準で積算し、申請者へ追加支給したのち、実績報告書及び交付申請書の再提出を求める。</p> <p>② この補助金は、複数の申請者が購入した就労環境改善用品購入経費の積算が補助対象経費となるため、事業の支出内訳書（個人ごとの支給明細一覧表など）を作成し、個人の申請内容と支給額が端的に確認できるよう改善されたい。</p> <p>II. 所管課に対する事項 (指摘事項)</p> <p>① 補助経費の積算や支払事務にかかる経費の積算に誤りが見受けられる。積算基準の誤りを指導するとともに、正しい補助基準で申請者へ追加支給させたのち、実績報告書及び交付申請書を再提出するよう求められたい。 なお、令和3年度についても交付要綱に準じて、正しく積算・支給されるよう指導されたい。</p>	<p>申請書において補助基準の記載が誤っていた部分については、様式の修正をしました。 また、再度申請者から申請書を提出してもらい正しい補助基準で補助金を追加支給し、実績報告書及び交付申請書を再提出しました。今後は補助基準に基づき的確な事務処理に努めます。</p> <p>支出内訳書を作成し実績報告書提出の際に添付しました。今後は個人の申請内容と支給額が端的に確認できるよう改善します。</p> <p>事業主体である山国川流域森林組合に対し、交付要綱に基づき修正された実績報告及び交付申請書を提出するよう指示し、事業主体より令和3年3月31日付けで再提出されましたので、交付要綱に基づき不足金額の追加支給事務処理を行いました。 令和3年度以降についても交付基準に準じて、正しく積算・支給するよう指導し細心の注意を払い的確な事務処理に努めます。</p>	

措置状況報告書

監査の名称：令和3年度 財政援助団体監査

指 摘 事 項	措置内容又は措置方針等	備考
<p>[実施団体名] 中津市中学校体育連盟</p> <p>[補助金等名] 中津市中学校体育連盟事業補助金</p> <p>[所管部局・課] 教育委員会 体育・給食課</p> <p>I. 団体に対する事項 (指摘事項)</p> <p>① 総体予選運営費等において、補助額を超過した補助対象費を実績報告書に計上しているものが見受けられた。 実績報告書の内容を訂正し、再提出を求める。</p> <p>② 県駅伝大会選手補助費において、補助対象外経費である選手の弁当代を実績報告書に計上しているものが見受けられた。 実績報告書の内容を訂正し、再提出を求める。</p> <p>③ 各校部活動補助の交通費補助について、対象経費の交付基準を超過した補助対象費を実績報告書に計上しているものが見受けられた。 実績報告書の内容を訂正し、再提出を求める。</p> <p>II. 所管課に対する事項 (指摘事項)</p> <p>① 中津市中学校体育連盟振興費補助金交付要綱等において、大会派遣時の生徒の昼食代を補助対象経費としているものが見受けられた。 中津市補助金事務ガイドラインに基づき、社会通念上、公金で賄うことがふさわしくない経費である食糧費については補助対象経費に含めないよう、補助金交付要綱の改正を行い、公平かつ適正で透明度の高い補助金制度の構築を求める。</p> <p>② 補助金対象経費の算出誤りが多数見受けられた。 中津市補助金事務ガイドライン等に基づき、十分に指導・確認を行い、適正な補助金事務処理を行うよう求める。</p>	<p>ご指摘の通りです。補助額を超過した経費につきましては補助対象外とし、実績報告書の内容を訂正し、再提出いたしました。今後は的確な事務処理に努めます。</p> <p>ご指摘の通りです。弁当代につきましては、連盟の自主財源で賄うこととし、補助対象経費から引いて実績報告書を再提出しました。</p> <p>ご指摘の通りです。交通費補助につきましては総務課人事係発行の「旅費の手引」に基づいて再計算致しました。支払った額のうち補助対象外経費となった分に関しましては、自主財源で賄うこととし、実績報告書を再提出いたしました。</p> <p>ご指摘の通り、中津市中学校体育連盟振興費補助金交付要綱等において、生徒の昼食代を補助対象としていました。 昼食代は交付先団体等の自主財源で賄うべき経費なので、令和3年6月末までに交付要綱を改正し、令和3年度の事業から補助対象外と致します。今後は、補助金事務ガイドラインに基づいた適切な事務処理に努めます。</p> <p>ご指摘の通りです。補助対象経費の算出の誤り、中津市補助金事務ガイドラインや旅費の手引に基づかない箇所が多数ありました。 今後は、前年通りの事務を行うのではなく、中津市補助金事務ガイドラインや旅費の手引等に基づいて十分な指導・確認を行い、適切な事務処理に努めます。</p>	